



日本共産党 大名美恵子 議員

問 身体拘束廃止推進事業を拡大してはどうか

答 対象施設の拡大も検討したい

議員 ボランティアさんから「虐待に近い行為が見られ改善が必要」と寄せられた。村はボランティアさんの話をよく聞き、事業の実効性を促進し、対象施設を拡大してはどうか。

福祉部長 施設が入所者の話し相手としてボランティアを雇用するとき費用の一部を助成し、施設職員の負担軽減と、施設の身体拘束廃止の取り組みを支援する事業で、施設からは「見守りの目が増えて危険予知が早まり事故防止に役立っている」「利用者の表情が明るくなった」と聞いている。利用者の家族からも「ありがたい活動で、今後お願いしたい」との声を伺っている。今後は、介護保険サービスの質の向上を目指し傾聴ボランティアに重きをおく事業を継続したい。また、ボランティア活

動の活発化により住民と利用者との交流が増え、利用者の生きがいにもつながるため、施設の拡大を検討したい。

議員 何より利用者さんの快方が重要。ボランティアさんの話を良く聞いて進めること。

動の活発化により住民と利用者との交流が増え、利用者の生きがいにもつながるため、施設の拡大を検討したい。



恒例のお楽しみ交流会



無会派 相沢 一正 議員

問 東海村道路反射鏡設置要綱の改定を求む

答 必要に応じ要綱の見直しも検討する

議員 東海村ではここ数年190件前後の交通に係る人身事故が起きている。未達の事故防止ということではカーブミラー（道路反射鏡）の設置は積極的であってよい。設置の実態を伺う。

建設農政部長 平成23年度から26年度の設置件数／要望件数は6／19、16／25、10／19、13／17である。設置に至らなかった理由は用地確保の困難、現地確認での判断などによる。設置に至らず、繰り返し要望が出た事例は確認できない。要綱の基準「7戸以上」に適合しないため設置できなかった件数は23、25年度に各1件あった。

議員 その2件の内容が分かったら聞きたい。要綱というのは執行部の内で決められると伺っている。作ら

○東海村道路反射鏡設置要綱
(道路反射鏡の設置基準)

第3条 前条の規定により設置する道路反射鏡の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 村道から村道に接続されている道路又は私道で公共性のある道路のうち、通行量が多く、カーブ又は交差点等で見通しが悪く危険な箇所を設置する。
- (2) 行き止まりの私道で利用者が7戸以上ある場合は、私道出口と村道交差点部に設置する。ただし、村長が特別の理由があると認めるときは、当該基準にかかわらず設置することができる。

れてから時間がたっているので改定することはできないか。
建設農政部長 詳細は分からない。事故防止のためには、要綱の要件が満たされなくても設置すべき箇所は出てくる。必要に応じ要綱の見直しも検討する。